長野県最低工賃設定業種　最低工賃一覧

長野県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者

長野県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者

上記の家内労働者に上記の業務を委託する委託者

3　最低工賃額

品　目	工　程	規　格	金　額
電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ直径が25㎜以上で選別項目が5～6項目のもの	1個につき　38銭
コイル	からげ （手作業で行うものに限る）	線径が0．05㎜以上0．2㎜以下のもので2回以上からげるもの	1個につき　1円61銭
プリント基板	差　し （手作業で行うものに限る）	リード線が2本のもので、かつフォーミング加工されていないもの	1個につき　63銭
自動車用ワイヤーハーネス	コネクター差し （電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）	長さが50㎝を超え2m以下の電線について行うもの	1ピンにつき　46銭
	チューブ通し （電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう）	長さが50㎝を超え1m以下のチューブについて行うもの	1本につき　59銭

4　発効年月日　　平成　19　年　9　月　28　日

4　最低工賃設定工程の解説

（１）長野県電気機械器具製造業最低工賃

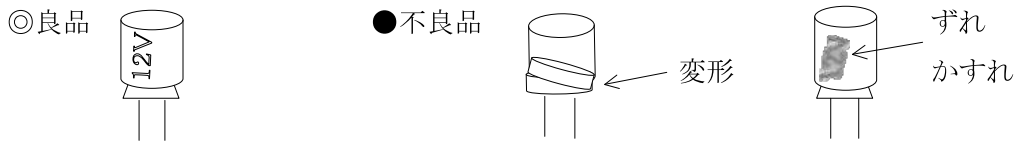
①　電解コンデンサー（バラ状のもの）

誘導体と電極の組合わせによって電荷を蓄える装置（蓄電器）のことで、電解コンデンサーは、アルミ・タンタルなどの箔に酸化皮膜を形成させたものを陽極とし、陰極に電解質を用いたもので、比較的大きな静電容量が得られる。

○外観選別［バラ状のもので且つ直径 25 ㎜以上で選別項目が 5～6 項目のもの］

外装チューブ（なつ印済み）を被せ、熱処理固定されたコンデンサーの状態を検査し、良品及び不良品の選別を行なう作業で「外観検査」ともいう。検査内容は、変形・なつ印状態（ずれ・消え）等について目視により行なう。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。

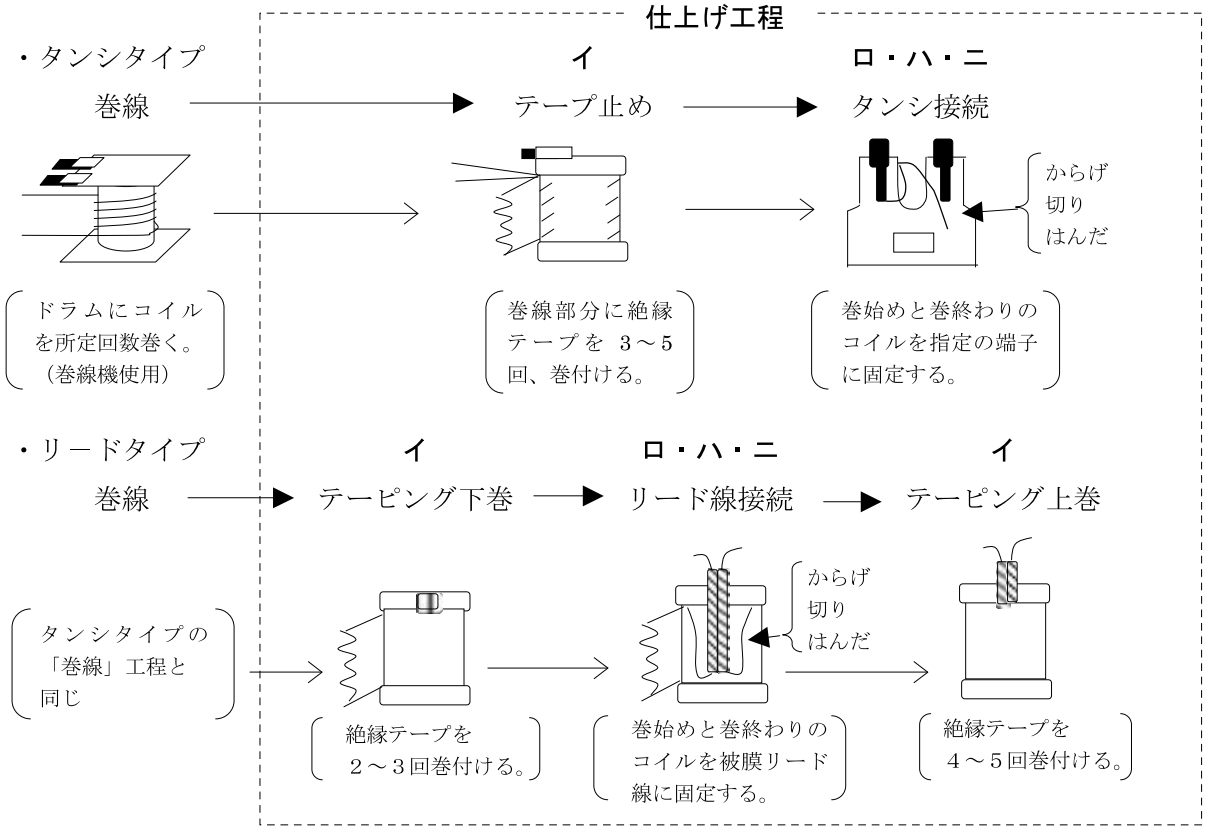


②　コイル（リレーコイルは除く）

○からげ［線径 0.05 ㎜以上 0.2 ㎜以下のもので 2 回以上からげるもの］

仕上げ工程（巻線が終わったあとの、テープ巻き・からげ・切り・ハンダ付け作業をいう）における、巻き始めと巻き終わりのコイル線を、リード線又は端子にからげる作業をいう。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。



③　プリント基板

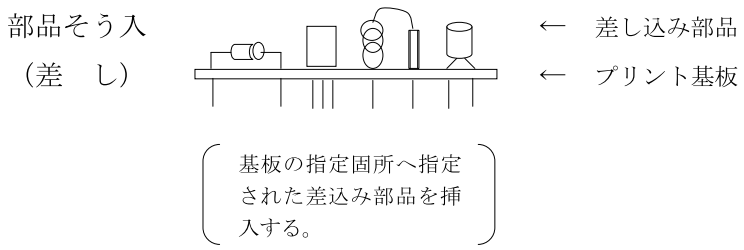
プラスチック又は合成樹脂で作られた板状のもので､取り付け部品に応じて穿孔されている。また、片面には配線（通電）回路が印刷されている。

○差し［リード線が２本のもので且つフォーミング加工されていないもの］

プリント基板の指定個所の穿孔部へ部品を差し込む作業をいう。

差し込み部品としては、コンデンサー・抵抗器・ＩＣ・ダイオード等でリード線が２本のものである。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。

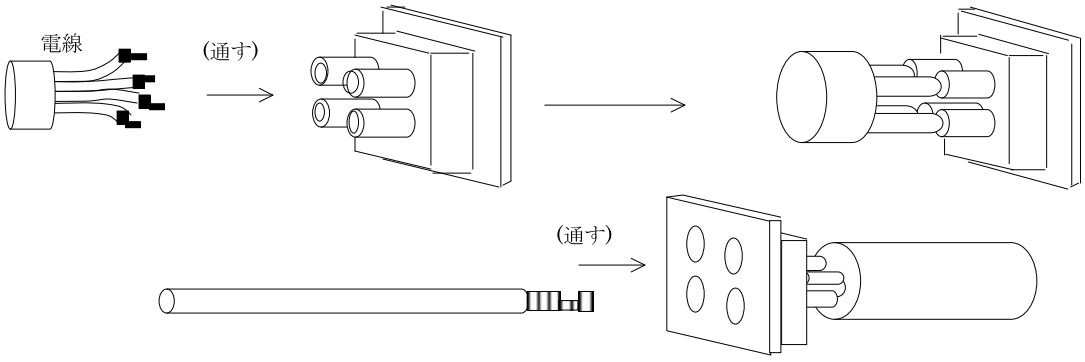


④　自動車用ワイヤーハーネス

自動車に装着される電気配線装置（束線）のことをいう。

○コネクター差し［長さが 50 ㎝を超え 2m以下の電線について行なうもの］

数本の電線を接続及び分岐配線するプラスチック製器具（コネクター）の所定の穴に、電線の端末に取り付けられた端子部品を差し込み固定することをいう。



○チューブ通し［長さが 50 ㎝を超え 1m 以下のチューブについて行うもの］

電線の被膜を保護する為､ビニール製の丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。

なお、集束線（複数の電線）に通し過熱収縮を行う場合もあり、結束の用もなす。

